

「裁判員経験者の意見交換会」議事概要

日 時 令和2年2月13日（木）午後3時から午後5時まで

場 所 前橋地方裁判所大会議室（本館5階）

参加者等

主催者 相澤 哲（前橋地方裁判所長）

司会者 國井恒志（前橋地方裁判所刑事第2部部総括判事）

裁判官 水上 周（前橋地方裁判所刑事第1部部総括判事）

検察官 寺尾智子（前橋地方検察庁検事）

弁護士 牧瀬公毅（群馬弁護士会所属）

裁判員経験者1番 50代男性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 70代女性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 60代男性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 60代女性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 20代女性（以下「5番」と略記）

裁判員経験者6番 30代男性（以下「6番」と略記）

裁判員経験者7番 60代男性（以下「7番」と略記）

司会者

それでは、お時間となりましたので、裁判員経験者の意見交換会を開催いたします。本日は、裁判員経験者の意見交換会にお集まりいただき、ありがとうございます。本日進行を務めます前橋地方裁判所刑事第2部の部総括判事の國井と申します。どうぞよろしく願いいたします。初めに、主催者である前橋地方裁判所長から御挨拶を申し上げます。

主催者

前橋地裁所長の相澤でございます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。皆様方大変お忙しい中、本意見交換会にお集まりいただきまして、誠にありがとう

【機密性2】

ございます。皆様には、昨年2月から12月までの間に当庁におきまして実施した裁判員裁判にそれぞれ裁判員として関与をしていただきました。その節は、大変ありがとうございました。ところで、裁判員制度は昨年5月に制度施行10周年を迎えました。皆様の幅広い御協力に支えられ、おおむね順調に運営をされてはおりますが、法の趣旨にかなった運用を実現し続けていくためには、我々法曹三者におきましても日々改善の努力を怠ってはならないと考えております。そのためにも、本日は皆様が裁判員として関わられた経験から、忌憚のない御意見をお伺いし、今後の審理に生かしていきたいと考えておりますので、遠慮なく率直な御意見を頂戴できますよう、どうぞよろしく願いいたします。

司会者

それでは、本日の法曹関係者に自己紹介をお願いしたいと思います。

裁判官

刑事1部の部総括判事をしております水上と申します。よろしく申し上げます。今日参加していただいた方の中の何名かは、一緒に裁判員裁判を担当させていただいた方もいらっしゃいます。今、所長の話にもありましたように、実際に経験された方がどんなふう感じたか、どんなふう困ったかというところをお聞かせいただいて、これからの改善に役立てていきたいと考えておりますので、率直な意見を伺えたらと思います。よろしく願いいたします。

検察官

前橋地方検察庁の検事の寺尾と申します。本日は、どうぞよろしく願いいたします。裁判員裁判が始まった頃から、裁判員裁判のやり方について、検察庁ではどうやったら皆様に分かりやすく伝えることができ、真実発見と適切な量刑を判断していただけるかということの研究してまいりました。その中で、この裁判員経験者の意見交換会というのは、アンケートだけではなく、生の声を聞かせていただく貴重な機会だと思っております。今日伺った内容については、また検察庁に持ち帰って今後の裁判に生かしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

【機密性2】

弁護士

群馬弁護士会所属の弁護士の牧瀬と申します。今日は、よろしくお願ひいたします。裁判所や検察庁とは異なり、弁護士はそれぞれ事務所を抱え、個人で動いている部分がありまして、やはり情報の共有というのは非常に重要と考えております。今日は、貴重な御意見をいただいた上で群馬弁護士会に持ち帰らせていただいて、よりよい司法の実現に向けて力になればとと考えております。よろしくお願ひいたします。

司会者

意見交換の進行につきましては、最初に私がそれぞれの経験者の方が経験された事件を簡単に紹介して、その後、全体的な感想をそれぞれお伺いしたいと思っております。その後、選任に関する感想、審理に関する感想、評議・判決に関する感想、それから裁判員制度の運営上の問題として事件関係者との接触や守秘義務、さらには多くの国民に裁判員裁判に参加してもらうための方策等について御意見を伺って、最後に経験者の皆様からこれから裁判員になる方へのメッセージをお願いしたいと思っております。

1番の方が担当した事件ですが、被告人はペルー共和国の国籍を有する外国人ということで、スペイン語の通訳事件でした。その被告人については、不法残留や覚せい剤の使用の事件がありますが、裁判員裁判としては、友人である被害者が被告人の交際相手と浮気していると邪推して、被害者のAに対して殺意を持って、持っていたバールで頭部を2回殴打し、その頃更に殺意を持ってバールで両膝、右肘、右足等を複数回殴打したが、被害者やその飼い犬が抵抗したため、被害者に重傷を負わせるにとどまり、殺害の目的を遂げなかったという殺人未遂事件です。争いになった点は、殺人未遂については故意の有無、それから正当防衛の成否、それから覚せい剤の使用については覚せい剤の使用の行為も争点になったということです。被告人は、酒に酔った被害者が突然首を絞めるなどしてきたので、バールで反撃しただけであるとか、クラブで回し飲みしていた酒に覚せい剤が混入していたのかも

【機密性2】

しれない旨供述していましたが、いずれもそれは否定して有罪の判決ということで、判決は懲役8年6か月ということでした。1番の方に全体的な感想をよろしく願います。

1番

この事件は、証人の愛人の方がペルーに帰ってしまい、証言が得られなかったので少し苦勞しました。裁判長や裁判官の方に非常に分かりやすく説明をしていただき、この事件を一つ一つ検討して答えを導くことができたと思います。非常にいい体験をしたと思います。ありがとうございました。

司会者

次に、2番の方が担当した事件ですが、これは日本人の被告人でして、被告人が当時の内妻であったBに対して、左の腰を1回蹴る暴行を加えて傷害を負わせた傷害事件、裁判員裁判の対象事件としては、被告人が被告人方で当時生後2か月のAに対して、Aが死亡するに至るかもしれないことを認識しながら、あえてその鼻や口を手で塞いで、更に両脇に両手を差し入れて抱え上げて、その体を複数回前後に激しく揺さぶる暴行を加えて、Aに加療期間不明の脳浮腫などの傷害を負わせるにとどまり、死亡させるに至らなかった殺人未遂事件です。内妻だったBに対する傷害事件については正当防衛が成立するか否か、それから生後2か月のAに対する殺人未遂事件については暴行があったかなかったか、その暴行の態様、傷害とけがとの因果関係、殺意の有無が争点になりました。内妻に対する正当防衛については、急迫不正の侵害、防衛の意思もないということで正当防衛は否定されました。Aに対する殺人未遂については、検察官の主張する暴行のうちAの胸部、胸の部分を手で指で圧迫する行為は認定しませんでした。また、激しく揺さぶった行為と傷害との因果関係も否定しました。Aの鼻や口を手で塞いだ行為について、Aに対する未必的な殺意があると認定しまして、判決は懲役10年ということでした。では、2番の方、全体的な感想をよろしく願います。

2番

【機密性2】

最初は、不安感を持ってこの裁判員裁判に参加しました。ある程度は、裁判員裁判に興味を持っていましたので、何とかそれに携われたらと思いながら参加しました。たくさんの資料を用意していただき、その中で議論を重ね、一人一人の意見も尊重されながら進められていきましたので、本当にスムーズにその場に参加できました。最初は、本当に硬い、融通がきかないという印象を持って参加したので、自分の経験をもっとこれから裁判員になれる方に発信できたらいいなと思いつつ裁判員に参加していました。私たちが議論した事件についてですが、内容については、裁判長をはじめ皆さんにいろいろと説明していただきましたので、よく分かりました。ただ、自分でも育児はしましたが、もう何十年も前の話でしたので、これほどの身体的虐待というのに驚いていました。この事件に携わってから新聞では何回も何回も同じような事件の記事が掲載されていたので、これを何とかできないのかというのが一番印象に残っています。

司会者

次に、3番の方が担当した事件ですが、これも被告人は外国人ということで、スペイン語の通訳事件でした。被告人が姪である当時15歳のAと強制的に性交等しようと考え、A方において個室のベッド上で就寝中のAの上に乗りにかかるなどの暴行を加え、その反抗を著しく困難にしてAと性交し、その際、Aに全治約17日間を要する性器裂傷の傷害を負わせたという強制性交等致傷の事件です。争点になったのは、その性交について合意があったのか、暴行があったのか、それから性交の合意を誤認していたのかどうかということでした。弁護人は、拒否の言動はなかったもので、合意があると考えたとか、性行為の際にAの体の上に乗っただけであり、暴行はなかったなどと主張しましたが、いずれもこれを否定して有罪の判決となりました。多数の証人等も調べて被害者参加もありまして、判決としては懲役8年の判決でした。では、3番の方、全体的な感想をよろしくお願いたします。

3番

先ほどお話しされた方と同じように、参加することには相当不安があったのです

【機密性2】

が、実際に裁判に参加してみると裁判官，検察官，弁護人が裁判員裁判を根づかせるといいますか，非常に考えられた内容の資料ですとか，いろいろなレクチャーをしていただいて，我々としても本当に真剣にその事件に向き合うことができたと思っています。裁判員裁判で裁判員として参加しなければ，これほど他人の起こした事件に対して真剣に向き合うということにはなかったと思っています。本当に得難い体験をしたと考えています。私が考えるに裁判員裁判というのは，一般の方たちの常識を裁判の中に持ち込んで，一般の方たちの共感を得るような判決の結果を導き出すというのが一つのメリットとっていて，もう一つは裁判員として参加することによっていろいろな社会の問題であるとか，そういったところを深く考えるようになるということのも大きなメリットと考えています。

司会者

では次に，4番の方が担当した事件ですが，これも外国人の事件で，北京語の通訳事件ということでした。被告人が，被告人方で同居していたA，当時25歳に対して，その髪の毛を左手でつかんだり，右手に持っていた包丁で頭部や頸部を複数回刺すなどした上，浴室内におおむけに倒れ込んだ被告人の上に覆いかぶさる体勢となった被害者に対し，その髪の毛を左手でつかみながら，前頸部に左足の裏を押しつけて圧迫し，その腹部に右足の裏を押しつけて圧迫する暴行を加えて，被害者を前頸部の圧迫に基づく窒息もしくは神経性ショックまたはその双方により死亡させたという傷害致死の事件です。証人はおらず，争点は量刑ということで，判決は懲役5年6か月でした。では，4番の方，全体的な感想をよろしくお願いいたします。

4番

私は，どちらかというとおどろおどろしい事件とか，血なまぐさい現場とか，そういうのに耐えられるかなという思いが強くて，最初は選ばれたら嫌だなと思っていました。多くの方の中から選ばれ，くじ運も悪いし，絶対選ばれないだろうという妙な確信のもとに来ましたが，いざ選ばれて参加させていただくことになりました

【機密性2】

た。本当に裁判所はおそれ多いところで、自分が入るようなところではないと思っていましたが、裁判長はじめ裁判官の方たちがすごくおもてなしの心で温かく接したださって、全く法的に無知な私にも本当に分かりやすく最後まで納得できるような説明をしてくださいました。裁判ってこういうふうに成り立っているんだなということが初めて分かりました。その後はニュースとか新聞とかで、どういう裁判でどういう判決が下りましたというのを見るたびに、同じような苦労があって、同じような手続を踏んできているのだなということを直に感じる事ができて、社会的な関心も深まって、本当にいい経験をさせていただいたと今では感謝の気持ちでいっぱいです。

司会者

次に、5番の方が経験した事件について御紹介しますが、これも被告人が外国人の事件で、ポルトガル語の通訳事件ということです。被告人が被害者Aから金品を強奪しようと考えて、自動車整備店で被害者、当時68歳のAに対して左手でその胸ぐらをつかみながら、右手に持ったはさみをその左の胸部、胸の部分等に突きつけて、Aをその場に転倒させ、金を出せなどというような暴行、脅迫を加えてAの反抗を抑圧した上、A所有の現金やフィルムケース等を奪い、その際、その暴行によりAに加療約14日間を要する左顔面切創、左前胸部擦過傷等の傷害を負わせたが、警察署に自首したという強盗致傷の事件です。争点は暴行の程度で、被告人の暴行が反抗抑圧に足りる程度だったか否かという点でした。証人等も調べた上で、刑としては懲役3年ということでした。では、5番の方、全体的な感想をよろしく願います。

5番

私も初め選ばれたときは怖くて、証拠写真があまり見られないものが出るのではないかと思怖かったです。私の担当した事件は、その心配はありませんでした。通訳が入っていたので、長い時間になりましたが、私が2回ぐらい質問することがあり、そのとき、通訳の時間を考えずに質問が長くなり、裁判長に「ちょっと待つ

【機密性2】

てください。」と言われたことがありました。皆さんフランクで和やかで、実際参加してみるといい経験ができ、楽しかったというのが一番の感想です。もし、また機会があったら率先してやってみたいと思っています。被告人の人生を左右するのを決めるというのはちょっと重いなと思いましたが、とてもいい経験ができたと思います。裁判員裁判の後、裁判員を経験した人が周りにいないので、周りの人からどんなことを経験したのかを聞かれましたが、実際話してみると最後まで興味が続かないようで、あまりその話をちゃんと聞いてくれませんでした。どういうふうにしたらこの裁判員の良い経験を広められるかについては、ちょっと難しいなと思いました。

司会者

次に、6番の方が経験された裁判員裁判の事件です。6番の方、7番の方は同じ事件を担当されましたので、事例についてまとめて御説明させていただきます。被告人が当時13歳のAに暴行を加えて失神させた上、自動車連れ去ってわいせつな行為をした後に殺害する目的でA方に侵入して、Aを床に引き倒して、その腹部に馬乗りになり、頸部、首にスタンガンを数回押しつけて通電したが、Aが失神しなかったため、Aの背後からその頸部に右腕を巻きつけて絞めつけた上、仰向けに倒れたAの頸部にタオルを巻きつけて絞めつけてAを失神させ、失神させたAを停車中の車両内に連れ込み、同所から本件車両を発進させて別の路上まで走行させ、引き続き同所でAを自己の支配下に置くとともに、Aが本件車両から脱出することを不能にさせ、もってわいせつ及び生命に対する加害の目的でAを略取して、Aを不法に監禁し、その際Aに全治まで約3週間を要する頸部擦過傷、頸部熱傷、顔面皮下血腫及び結膜下出血の傷害を負わせたという事件と、その他正当な理由による場合でないのに、本件路上付近に停車中の車両内で刃体長さ約17センチメートルの包丁1本、刃体長さ約16センチメートルの包丁1本を携帯したという事件で、罪名は、住居侵入、わいせつ・生命身体加害略取、監禁致傷、殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反の事件でした。殺意の有無が争点になりまして、殺意が否定さ

【機密性2】

れて殺人未遂罪は成立しなかったということになります。判決としては懲役8年という事件でした。では、6番の方から全体的な感想をお願いいたします。

6番

世間でも報道で大きく取り上げられた事件でしたので、自分が裁判員に選ばれたときはとても驚きました。判決後の控訴を結局断念したそうですが、判決が確定したと聞くまで、やはりずっと自分の心の中にもやもやしたものが残っていました。今もちょっともやもやした気持ちがあります。判決当日に前橋地裁の前でテレビで判決の瞬間の生放送というのをやっていたことを後で知りまして、そのときの映像を確認して感じたことがありました。リポーターの方が前橋地裁の法廷の中から出てきて、「たった今、前橋地裁は、求刑懲役15年に対して、懲役8年を言い渡しました。はい、随分軽い判決となりました。」と言い、番組の司会者が「これは予想外に軽いですね。」と言い、スタジオでは「8年、ううん。」というやりとりがありました。更にリポーターが「今日は、裁判員裁判での判決なんですが、職業裁判官3人と裁判員6人の方全員合わせて9名、全員男性でした。今、裁判長から理由の読み上げが正に行われているところです。」と言い、スタジオが「ううん。」というやりとりがありました。これについて、判決後の記者会見で新聞記者の方に聞かれたときに、私は、「罪を法律が裁くので、仮に被告人と被害者の性別が逆でも、同性同士でも、あとは裁判員、裁判官が全員女性でも同じ結果になったと思う。」と答えました。ただ、やはり報道のそのような取り上げ方により私たちの決めた結果の真意というのがちゃんとその報道を見た人に伝わったかどうかというのは非常に悩みました。それで、控訴を断念したということを報道で知ったので、自分たちの仕事はこれで本当に終わったと感じ、そこで一区切りがつかしました。

7番

私も6番の方と同じ事件を担当させていただきました。教育関係者と教え子というちょっとセンセーショナルな事件でしたので、マスコミが大分最初から注目しており、責任の重さをとても痛感しながらやった記憶があります。また、自分はもう

【機密性2】

退職して何年か経っていますので、久々に身の引き締まる時間を過ごすことができましたと思っております。本当に話し合いを経て納得して判決を出したつもりですので、悔いはありません。責任の重い案件で達成感もありますが、疲労感も強く感じています。また、裁判員と補充裁判員の8名は、法律知識や法律用語に疎いので、裁判官の皆さんが決められた時間内でそれを解説して、分かりやすく評議を進めていただき、大変すばらしいと思いました。その分裁判所の負担がすごく大きいものになると感じました。

司会者

では、次のテーマに移りたいと思いますが、最初にお話を伺おうと思っているのは選任手続や審理日程の関係です。皆さんには、一昨年(2019年)の11月の下旬頃に最高裁からクリーム色の封筒が送付されまして、翌年自分が裁判員になるかもしれないということが分かって、それから実際の事件での選任手続を迎えることになったと思います。その最高裁からの封筒を受け取ってから実際に裁判員に選任されるまでの間の感想とか御意見、あるいはむしろ裁判所の方で改善すべき点がございましたら御自由に述べていただきたいと思います。

7番

私が担当した裁判は12月の終わり頃でしたので、終わったと思っていた頃に裁判所からの通知が来たというのが正直なところ(2020年)です。それをもらってから特に心の準備をしていませんでした。個人的には裁判員をやることに関して何の抵抗もなかった(2020年)ので、積極的に出させていただきました。

5番

私は、11月頃に最高裁から通知が来たときに何か悪いことをしたかなと思いましたが、案内が裁判員裁判でした。実際、裁判員裁判という言葉を知っているだけで何も詳しく知らなかった(2020年)ので、中に入っているパンフレットや案内を見て、大丈夫かな、でも怖いなという気持ち(2020年)でいました。私が担当した裁判は11月頃(2020年)だったので、9月頃に通知が来たときはもう通知は来ない(2020年)と思っていた(2020年)ました。一昨年(2019年)の1

【機密性2】

1月に通知があった後、4月に新しい職場に異動したので、最初に書いた都合の悪い二つの月が違ってしまいましたが、実際に通知を受けた11月の期間は仕事の都合は悪くありませんでした。まさか裁判員に当たるはずはないと思っていましたが、選ばれたので、宝くじも当たらないけど、当たっちゃったなという気持ちでした。

司会者

審理日程については、皆さんの中には3日間から4日間の職務従事期間だった方や審理自体が5日間で、評議もあった方もいらっしゃいました。審理や評議の職務従事期間について、どのくらいまででしたら参加しやすいかという何か目安みたいなものはございますでしょうか。世間では1か月以上という裁判員裁判もあります。皆さんとしては何日ぐらいが参加しやすい審理日程とお考えですか。

5番

個人的には、皆さんが参加しやすい日程としたら3日から5日ぐらいかなとは思いますが、ただやってみて5日は必要だったのかなと思うところがあるので、5日ぐらいではないかと思えます。

7番

ちょうど私が担当した裁判も5日間で、月曜日から始まって金曜日という連続した日でした。これは、すごくやりやすかったなと思えます。当然7日間、6日間という週をまたぐ方もいらっしゃったということで、プラス一、二日なら何とかなるのかと思えます。

司会者

審理日程は、土日は挟んだ方がよろしいですか、それとも月曜から始まって金曜日に終わるという方がよろしいでしょうか。

2番

私は、7日間の日程でしたが、土日を休ませていただいてとても楽になりました。毎日毎日たくさんの資料を読み込まなくてはいけないのが、最初はつらかったです。でも、だんだん読めるようになりましたが、家に資料を持って帰れないので、それ

【機密性2】

を確認することが一切できなくて、ちょっと不安はありました。土日を休んだこと
によって頭がクリアになったのか、疲れが取れたのかということで良かったと思っ
ています。

4番

私は、3日間でしたが、本当にあっという間の3日間でした。それで、私はフリ
ーランスの仕事なので、どうにでも自分で時間を取れますが、お勤めの方は職場の
理解がないととても大変なことだと思うので、やはり職場の理解が得られるような
制度が整っていけばもう少しそういう方でも参加しやすくなるのではないかと思っ
ます。というのは、主人に裁判員の通知が2回来ましたが、仕事の関係で2回とも
断っていました。私が実際に裁判員をやってみたら良い経験でしたので、今度来た
ら絶対受けるべきだと言っておきました。

司会者

次に、審理の分かりやすさについての御意見、御感想をいただきたいと思います。
審理手続は、最初、冒頭手続といって起訴状を読み上げて、それについての被告人
の意見を聞き、その後、検察官、弁護人が立証の予定を説明する冒頭陳述を行い、
証拠調べ手続が始まります。証拠調べ等では、事件によってはたくさんの証人を調
べた事件もありますし、証人がいなかったという事件もあります。証拠書類ばかり
だった事件もあると思います。最後に論告弁論というところで、検察官や弁護人が
証拠に基づいて参考意見を言うてくれるというのが審理の大体の流れです。審理に
ついて分かりやすかったかどうかとか、あるいは工夫すべき点、こういうところが
分かりやすかった、良かった、あるいはこういうところは工夫してもらえるとあり
がたいというところで、御記憶にある範囲で構いませんので、どなたからでも御自
由に発言していただければと思います。

3番

私の印象としては、検察官の方の作成された資料が非常に分かりやすかったです。
私は、現役時代にいろいろプレゼンをやったり、資料を作った経験がありますが、

【機密性2】

非常にポイントが整理されていて分かりやすかったと思います。それによってこちらの判決の内容が変わるといえるのはどうかとは思いますが、とにかく裁判員という立場で参加をして、資料が分かりやすいというのはとてもありがたいことで、本当に感心をいたしました。我々が協議すべき内容のポイントが非常に整理されていて、つまり重要なものとそうでないようなものはやはりあると思うので、そういったところのメリハリが非常にあって良かったと思います。

5番

3番の方と一緒に、検察官の配布するワンペーパーにまとまっている資料は、この事件の説明が文字だけではなく視覚的にカラーになっていたり、矢印があったりして、分かりやすくなっていました。あとは、弁護人が被告人に質問をするときに何を言っているんだろう、全然やりとりが分からないということがありました。弁護人が言っていることが文章として理解ができないことがあり、それに対して検察官が「今は関係ないと思います。」などと言うことがありました。また、裁判の中で「異議あり。」ということがあり、検察官や裁判長のやりとりが早過ぎて、何を言っているのか分からないと思ったことはあります。

7番

裁判員の間で、やはり検察庁は大勢の職員で資料作成に携わっており、プロフェッショナルが作っていて、弁護士は個人事務所で自分だけで作っているというハンデがあるから仕方ないので、それを我々が読み解くしかないだろうという話が出たのを覚えています。

6番

私が気になったのは、検察官の書類に、凶器を店頭で自分で直接思い付きで購入したのか、それとも計画的にインターネットなり通販なりで注文したのかというのが書いていなかったことです。それで、それについて、私が自分で直接被告人に質問をして答えを得ることができ解決できたので、その点は自分の中で納得できました。あとは、証人尋問において、相手の方の都合もあると思いますが、例えば元の

【機密性2】

勤務先とか、第三者から見た被告人の印象を聞いてみたかったという気持ちは少しありました。

司会者

皆さんが担当された事件は、偶然ですが、スペイン語、北京語、ポルトガル語など通訳事件が多かったです。通訳事件において、間に通訳人を挟むことについて審理の理解のしやすさとか、理解の難しさという点で、影響は何かありましたでしょうか。例えば1番の方はスペイン語の通訳事件で、3番の方もスペイン語、4番の方は北京語、5番の方はポルトガル語でしたが、何か通訳事件ということで、審理で分かりやすかった、分かりにくかったという点はあったでしょうか。

4番

やはり言語が分からないので、理解するには通訳に頼るしかないわけです。それで、本当に被告人が言っていることが直接ダイレクトに伝わってこないというのがちょっともどかしさを感じました。でも通訳の方が一生懸命やってくださっているんで、ワンクッションはありますけれども、理解はできたつもりです。

5番

4番の方の意見と同様にダイレクトに被告人の話が伝わってこないところがあり、どういうふうなニュアンスで言っているのかなというのはワンクッション挟んでしまうので、通訳人の言葉でしか聞けないので、確かにそれが伝わってこないのはちょっと残念だなという部分があります。ただ通訳が入ることによって通訳をしているときは、一旦自分は冷静にいられる時間なのかなというのはありました。あとは確か被告人は日本に長年いるので、通訳がいなくても日本語は多分できたと思いますが、母国語の方がもちろん分かりますし、被告人の気持ちとしても通訳があった方が良いというので多分通訳が入ったのだと思いました。そういう部分でも通訳人は必要だというのは勉強になりました。

司会者

では、今度は少し違う視点ですが、今回担当された事件の中には、事件の当事者

【機密性2】

ではないですが、専門的な知識を裁判所に授けるために呼ばれた証人の方というのがいらっしやいました。例えば3番の方の事件では児童心理の専門家の方がいらしており、2番の方の事件でも医師が3人来ていたと思います。それから、6番、7番の方の事件でも法医学の先生が証人でいらしており、専門家証人と言われる方が証人として登場していましたが、専門家証人について正直分かりやすかったかどうかを率直にお伺いしたいと思っていますが、いかがでしょうか。

3番

裁判そのものもそうですが、私が携わった案件では今おっしゃったような児童心理学の先生が見えて、本当に分かりやすく説明をしていただきました。みんなそういうことに関してあまり深く知識を持っている人はいないので、本当に参考になりました。

7番

法医学の先生が証人に立ちましたが、やはり専門家の証言はすごく重くて、その証言をもとに殺意の有無をみんなで評議しました。証言自体は分かりやすかったですが、すごく重いなというのは感じました。

司会者

皆さんが見た証拠で、例えば刺激的な証拠とよく呼んでいますが、被害者の方のけがの状況などを見て、具合が悪くなるような証拠があったかという点です。被害者の方のけがの状況、あるいは遺体など、出てきた証拠でこれは刺激的で、ちょっと感情的にも気分も悪くなる証拠はありましたでしょうか。

5番

私の事件は、強盗致傷でして、左顔面の耳のあたりが傷になっていたとか、あと被害者がどこかを打ったみたいなものだったので、それに関しては刺激的な証拠としては軽い方だろうと思いました。私は、そういう証拠があったら怖いなと思っていましたが、特に見ても気分が悪くなりませんでした。あとは、証拠が出るときに今から血が写った証拠が出ますと言っただけなのは良かったと思いました。ま

【機密性2】

た、証拠写真としてけがの写真が出ましたが、事件が起きてから1週間か何週間後の写真だったようで、本当にこれがそうなんですかというのがありました。もう少し期間が短く、そのときのけがと分かるような証拠写真がいいなと思いました。

4番

質問手续を受ける前に裁判長が「御遺体の写真もありますが、部分的です。」と説明してくださり、それで心づもりができて、顔を見たら嫌だなという思いがありました。まず一段階安心でした。それと実際に写真をスライドで見るときに色を大分抑えてありますという御説明があったので、そういう点でちょっと冷静に対処できたと思いました。

司会者

次に、評議、判決宣告において自分の意見が十分に言えたかどうかとか、言いやすい環境だったかどうかとか、あるいは改善、工夫すべき点があるかどうかとか、あるいは有罪の場合、刑を決めるわけですが、量刑データの資料が役に立ったかどうかとか、いろいろ視点があるかと思しますので、評議、判決全般について御意見、御感想があればどなたからでもお願いいたします。

1番

1番の事件では、一番肝心の証人の愛人の方がペルーに帰ってしまい、その方を日本にもう一回連行できないのかと裁判長に聞きましたが、「日本の今の法律ではそれができない。」と説明されました。一番の重要証人の方の意見を直接聞きたかったのですが、その方が帰ってしまいどうしようもできないということでした。重要な証人がその人しかいなかったもので、日本の法律で変えていただいて日本に強制連行できるようにしていただきたいと思いました。

3番

最終的に量刑をみんなで決めるときに、一応このぐらいの犯罪だとこれぐらいの量刑になりますよというデータを出していただいて、それが何となくみんなの中で共通の認識としてできました。一番そのあたりが我々素人としてみると分かりにく

【機密性2】

いところだと思いますので、そのような過去のデータを出していただいたのは非常にありがたかったと思います。

6番

私の事件は國井裁判長が担当されていて、評議の際にはみんなで議論するというやり方を想像していましたが、そうではなく、意見をどうですかというときに、匿名で紙に書いて、それをどんどん張りつけていく形式でやっていました。裁判官も裁判員も区別なく意見を出し合えるので、非常に意見を出しやすかったです。例えば、忘れていたことを後から思い出したらその場で追加していくこともできたので、その点は分かりやすかったです。あと、裁判員には番号が決まっていたのですが、私たちの場合は、任意で自分の呼び名をそれぞれ決めてお互いに呼んでいました。そういった面でも個人が尊重をされていると感じて非常に印象に残っています。

5番

初めにも言いましたが、6番の方と同じで、うちの方も法廷では番号で呼んでいましたが、皆さんで話し合うときは個人名で呼び合っていたりして、皆さんが裁判官の方も含めてフランクで和やかな雰囲気で行われたので、とてもスムーズでした。あと、全然違う意見だったりとか、いろいろな意見がある中、自分も含めて参加した裁判員の意見を全て尊重していただいて、正解はないわけなので、その人がこう思ったというのを尊重していただいていると感じました。そのため、発言はしやすかったです。量刑の資料がないとどうやって決めるのか分からなかったですが、あったらあったで同じような事件はなく、どうなんだろうなと思いましたが、それがなかったら分からなかったので、あって良かったと思いました。

4番

私たちのときもお互いに名字などで呼び合って、すごく一体感があり何でも話しやすい雰囲気がありました。「自分はこう思うけど、何とかさんはどう思いますか。」というふうに積極的に話し合いました。また、裁判長と裁判官の方たちが、私たちが気付いていないことをこういうことはどうですかと提案してくださって、それを

【機密性2】

またみんなで話し合いました。量刑も過去のものを見せていただいて、一度量刑を考えて、それに対してもう一度またみんなで話し合っ、それで最終的にここというところで決めたので、そういう段階をたくさん踏んでくださったので、すごく良かったと思いました。

6番

被害者の方には判決後の心的なケアが行われているのかについて、判決を出した方としてはいまだに気になっています。求刑の懲役15年という刑が8年になったということは判決書に理由がはっきり書いてあって、見れば理解はできますが、誰か直接説明して下さるような方がいるのかどうかというのが今でも気になっています。被告人は、その後の身元引受とか、そういった具体的な更生するためのストーリーみたいなのがありますが、被害に遭われた方がその後どうなるのかというのは心配というか、非常に重い気持ちは残ります。

司会者

次に裁判員制度の運営上の問題ということで、皆様、事件関係者とか、あるいは傍聴人との接触で何かお気付きの点とかありましたでしょうか。最近はありませんが、以前、例えば九州の方で事件関係者と裁判員の方の接触が問題になった事件等がございまして、裁判所を含めていろいろ留意しているところではありますが、事件関係者とか、あるいは傍聴人との接触の関係で何かお気付きの点とか、あるいはこれから気を付けた方がよい点というのはありますでしょうか。

3番

私が参加した裁判員裁判は性犯罪でした。被害者もかなり年少でしたし、被害者が直接傍聴人から顔が見られないような形で行われ、そういった意味で裁判のやり方も非常に気を付けていただき、裁判そのものには少し時間は掛かるかと思いますが、プライバシーの配慮をしていただいた裁判だと思います。非常によく考えられたやり方をされていたと思います。

司会者

【機密性2】

では、次にこれもよく言われる守秘義務について、皆さんどのようにお考えかというところを感想でも御意見でも教えていただきたいと思います。裁判員経験者の方は守秘義務を負うということになっていまして、事件のときにいろいろ説明させていただいたかと思いますが、この守秘義務についてどのようにお考えかというのを皆さんからお伺いしたいと思います。

2番

裁判員になったということや裁判が終わったという話をしました。新聞に出たことなどは、全部話してもいいとお伺いしていましたし、私もいろいろ意見を聞きたかったので、話そうかなと思っても、「守秘義務があるから、もう聞けないんでしょう。」という人が多かったです。それをどうやって説明しても、何か固定観念があるみたいで、なかなか理解してもらえなかったもので、そういう点はどうお考えでしょうか。

司会者

裁判所も広報活動を頑張りたいと思います。守秘義務について、今の2番さんの御意見だと、自分としては話してもいいことと悪いことの区別がついているけれど、自分が話そうと思う相手の方が、それは守秘義務だから聞いてはいけないと思込んでいる人が結構多いということですね。

2番

はい、多いということです。

5番

職場に休む連絡をしないといけないので、上司、係内の人、総務担当の一応必要最低限の人には、始まる前とか終わるまで、そういうのがあって、いないということを行いました。終わった後は、確か法廷であったことやそれに対しての新聞報道のことを言うのは問題ないという話でしたので、自分が実際体験したことや「法廷ってこんななんだよ。」とか、「実際に行ってもいいらしいよ。」とか、そういう話をいろいろな人には言っています。言ってはいけない部分があるのは分かっています、

【機密性2】

「そこはだめなんでしょう。」と相手も分かっているのに、それ以外の言って大丈夫というところは自信を持って伝えています。言ってはいけないところ、言っていいところというのは、最後に裁判官から説明をしていただいたので、そこは自分でも分かっていたと思います。

6番

守秘義務というのは頭では分かっている、理解はしていますが、やはり事件の内容が内容なので、冒頭でも話しましたが、その事件を裁判員として自分がやったというのは家族と最小限の方にしか話してはいません。話していいよというのは分かっていますが、どうしても内容が大々的に報道されて、いろいろ憶測がなされていた事件なので、自分の口から言ってしまうと、やはり言葉というのは1回出てしまうと取り戻せないで、人に話すことを考えると未だに抵抗はあります。でも、こういうところで公式に話すことには全然抵抗はありません。

司会者

それでは、次に二つのことを経験者の皆様にお伺いしたいと思っております。第1点は、これから多くの国民の方に裁判員裁判に参加してもらえるためにはどうしたらよいか、どういう点を改善したらよいか、多くの国民の方に裁判員裁判に参加してもらうための方策です。第2点目は、少し重なるところもあるかと思いますが、これから裁判員になられる方への経験者からのメッセージ、この二つをお一人ずつお伺いしたいと思っております。

1番

これから裁判員になられる方に言いたいのですが、1度はやはり経験をしていただきたいなと思います。いろいろな視野による考え方もあるし、ちょっとうまく言えませんが、1度はこういう経験もいいのかなと思います。人の生きる道ですか、それを正す方向へうまく持ってってもらいたいなと思います。偏らずに、いろいろな道があるようにいい方向へ被告人を導いていけたらいいかなと思っていて、そのためにはやはり裁判員裁判でいろいろな議論をしていただいて、それでよりよい

【機密性2】

判決をしていただきたいと思っております。

2番

最後に出前講義の広告をいただいたと思いますが、それをもっと広い範囲に広げて老人会とか、趣味の会とか、町内会の会合とか、企業のお祭りとか、高校、大学などそういうところで少しずつでもなさったらどうでしょうかと思いました。皆さん他人事だと思っています。私も実際通知が来てから受けるという形になりましたが、他人事だと思っていたので、それほど皆さん身近に感じていないので、少し皆さんの意見を入れるとこういう効果もありますよ、というようなことを言っただけなら随分違うのではないかなと思います。それから、これから裁判員になられる方、私もそうでしたが、不安を持たれると思うので、出前講義のときでもよいですが、いろいろな意見を聞いて私もすごく勉強になりましたので、そういう社会の違う観点から見るということもした方が本人のためにも、世間のためにも良いのではないかなというような感を持っておりますので、そういうことをしていただけたらと思っています。

3番

参加していただくための方策に関しては、やはり皆さん参加する際に不安を持っていたというのが共通した問題だと思います。それに関しては、とにかく不安はないよというのをアピールする、それから事件によってはかなり重い事件もあるかと思っていますので、裁判員として参加された方のアフターフォローというか、そういった部分をしっかりしていただく必要があって、それを併せてアピールをしていただくというのが必要かと思っています。それから、これから裁判員になられる方にですが、先ほども申し上げましたが、社会で起こっているいろいろな犯罪とか事件をとにかく自分とは関係ないと思わず、身近な問題として真剣に考えるよい機会を与えられたというふうに理解していただくのが必要かと思っています。

4番

先ほども言いましたが、実際にお勤めなさっている方とか、そういう方が参加さ

【機密性2】

れるには時間的なことというのがすごく大きいと思うので、あまり長い期間ではなく、参加しやすい日程で組んでいただくとか、あとは私の周りの人たちに聞いてみると、自分が人を裁くというふうにみんな思っています。それで、人を裁くなんてできないと誤解していることがすごく多いと思っているので、こういう経験をすることによって一社会人としての自覚がすごく私も変わったので、1度は経験してもいいのではないかということをおなりに伝えていけたらと思っています。

5番

私なりにどうやったら裁判員裁判に関して興味を持ってもらえるだろうかを考えてみると、実現するかどうかは別にして、SNSに発信するのが一番良いと個人的には思っています。様々なSNS等に、裁判員裁判に関する情報を流せば、私としては興味を持って更に調べるというふうになるのではないかと思います。そうすれば、若い人にも目につくのではないかなと思うことが一つです。裁判員になられる方へのメッセージとしては、確かに初めは怖く、通知が来るまで興味がなく、知らなかったですが、自分の人生の経験として、もう選ばれたら率先して参加させていただいて、いろいろな経験になると思いますし、裁判とか、法廷とか、裁判所とか怖いイメージしかありませんでしたが、そのイメージをなくすぐらいの経験になったと私は思うので、是非参加していただきたいと思います。

6番

5番の方に付け足しですが、私も裁判員に選ばれて裁判所のユーチューブで広報映画なんかを見ましたが、そのチャンネルがCOURTS IN JAPANというアカウントらしいですが、ちょっとそれがユーチューブのアイコンとヘッダーという看板みたいなものですが、それが全く初期設定のまま、のっぺらぼうみたいな感じなので、本当にこれ裁判所のアカウントなのと最初は思いました。基本的には裁判所のホームページから表示されている動画を見るという作りみたいなので、そうなっていると思いますが、ちょっとそれが寂しいと思いました。アメリカの裁判所もユーチューブのチャンネルを持っているみたいで、それも見てみましたが、そ

【機密性2】

こはきちんとリンクでアメリカの裁判所に繋がるようにできていたりとか、あとはその動画に評価とか、コメントとかも入れられるようでした、やはりお国柄からしてオープンなのかと思いましたので、参考にさせていただきたいと思います。あと、交通費の問題ですが、他の裁判員の方で片道2時間かけて毎日通っていらっしゃる方がいましたが、高速道路の料金と宿泊代までは支給されないという話を聞きました。群馬県は公共の交通機関が不便なところであり、どうしても自家用車を使わざるを得ないという方も大勢いるので、その点は都市部と違うので、柔軟な対応をお願いしたいと思いました。あとは、裁判員というのは20歳からですが、成人の年齢が18歳に引き下げられたので、個人的にはそれに合わせて18歳から裁判員をできるようにしてもよいのではないかと思います。個人的な感想では若い人でも問題なくその点は勉強になる面もあると思います。あとは、学生は20歳以上でも辞退できるそうですが、例えば裁判員裁判の期間中は出席を認めるようにするとか、なるべく参加しやすい環境を社会が作ってあげればよいのではと思います。そういう意味では、参加したいと思っている人が事情があって参加できなくなってしまうのは、非常にもったいないと思いました。あと、裁判員になられる方へのメッセージですが、私は法律の知識も全くないですし、自分ができるかどうか全く自信はありませんでしたが、その点については杞憂だったので、何も心配要らないし、裁判所の方のケアは非常にしっかりしていますので、迷うようでしたら是非皆さん引き受けてみてはいかがでしょうかと思います。

7番

裁判員制度ができたときは、確かにそれなりのPR用のグッズですとか、そういったのを配ってもらって、PR用DVDとか見た記憶もありましたが、やはりそれ以降目立った広報がないと思っていました。マスコミとの距離のとり方もあると思いますが、マスコミを使ったPRというのを国、地方自治体、裁判所、弁護士とか、そういうところはやって当然だと思います。やはりそこだけのPRだと分かりづらいのかなと思いますので、例えば検察官のテレビドラマがヒットすれば検察官希望

【機密性2】

者が増えるとか、弁護士ドラマがヒットすると弁護士の理解が深まるということがあるので、予算の問題もあるでしょうが、アメリカの映画にはあるので、裁判員を題材にしたテレビドラマがちょっとヒットすれば、俄然理解が深まるのかと感じています。それから、裁判員裁判になる事件とそれ以外の普通に裁判をやる事件のボーダーラインが未だによく分からなくて、それが国民全体にもどんな事件が裁判員裁判になるのだろうとかというのも未だによく分からないのかと思っています。それから、これから裁判員になられる方へのメッセージとしては、やはり自分自身やってみて良かったと思うし、必ずそうだと思います。人生の中でも貴重な経験でしたし、積極的に是非参加してほしいと思っています。

司会者

では、ここで法曹関係者からのコメント、感想をいただきたいと思います。

検察官

本日は、非常に活発な意見交換会になったと思います。どうもありがとうございます。いろいろ参考になる御意見をいただいて、持って帰りたいと思います。検察庁の資料がポイントを絞られていてよかったであるとか、カラーが分かりやすくよかったという意見をいただいて非常に喜んでおります。ただ、検察庁もIT会社でも広告会社でもないので、元々そういうものに長けた者がいるわけではなくて、普通に公務員試験を受けて受かった立会事務官など、ふだん捜査等をしている事務官の中で裁判員担当になれば非常に苦勞して、工夫してやっているのが現状でございます。過去のを踏襲して、こういうのが良かったというものがあればそれを生かして新たに作ったり、あとは新しく入ってきた18歳ぐらいの事務官に見てもらって、これで意味が分かるかということを知いたりして工夫をしてやっております。なので、戻ったら彼らにすごく分かりやすかったという御意見だったよということは伝えたいと思います。もう一点、少し危機感を感じている部分もありまして、やはり裁判員裁判になると裁判員の皆様の拘束時間の関係で長い時間が取れない、大量の資料をお見せできないというところもございまして、あとは精神的な御負担

【機密性2】

をかけてはいけないということで、生の証拠を出すということがなかなかできなくなっている現状にあります。御遺体の写真であれば一部分しか見せないであるとか、イラスト化するであるとか、色のトーンを落とすであるとか、そういう形にする。あるいは特にわいせつの被害者の証人尋問であると、今までは裁判官に対してだったら何とか話してくださいということで説得するのですが、一般の方、裁判員の方にもお話しするとすると被害者の方が直接話すのがやはりなかなか辛い、経験したことをそのまま話すということが難しいということで、弁護人の御協力をいただければ直接証人尋問をするのではなくて別の形、例えば検察官が供述調書を代読するとか、そういう形で生ではない証拠を見ていただいて短い時間で判断していただくということが増えております。ただ、検察官として真実はこうで、こういう形の犯罪であるから、この量刑で処罰していただきたいと思って出しているのがそのせいで伝わらなくて、被害者に納得していただけるような判決にならなかったのではないかという危機感を非常に覚えておりまして、何かの工夫で検察官として考える正義というのを達成していきたいなということも考えておりますので、それも今回の御意見を参考にさせていただきたいと思えます。

弁護士

配布レジュメが検察官に比べて非常に良くないものであったという厳しい御指摘を受けました。私が刑事裁判に臨むときに大切にしているのは始めと終わりです。一番最初弁護士から見たら、事件はこういう事件だったのですよという見立てをお伝えします。皆さん、どれだけ覚えていらっしゃるでしょうか。多分緊張していたりして覚えていらっしゃる方が多いと思うのです。最後の話になりますけれど、長い時間審理を通じて最後に弁護士としての意見を申し上げます。弁論を法廷で発表するわけですが、そのときには皆様は頭が疲れていて覚えていないとか、そういうことがあるのではないかと、私としてはすごく危惧しているところです。そういったときに助けになるのは、恐らくレジュメなのだと思えます。当然ポイントが整理されているというのは大前提なのですが、ビジュアル的に分かりやすく説明するため

【機密性2】

にはどうしたらいいのか、法廷に立ってお話をするときに、スピードが速過ぎるのではないかとか、パワーポイントを使った方が分かりやすいのではないかとか、そういったところを今回意見交換会を通じて改めて工夫する余地があると感じました。本日は、お忙しいところいろいろと貴重な御意見をいただき、どうもありがとうございます。弁護士会に持ち帰って、またより良い刑事裁判の発展のために力を尽くしてまいりたいと思います。

裁判官

今日は、実際に裁判員裁判に参加された皆さんがどういうふうに感じられて、どういうところに引っ掛かりを覚えていたのかという生の声をお伺いできて非常に参考になりました。事件を担当しているときには、その事件を適切に判断しなければならないということで、皆さんもそうだったと思いますし、裁判官も結構事件のことに集中をしてしまっていて、なかなか参加してどうですかというような意見をお伺いできないということがあります。こうやって少し時間が経って振り返ってみてどういうふうだったのかなということを考えた御意見を伺えるというのは、我々にとっても非常にありがたいことだと思っております。今日お伺いした意見を踏まえまして、直せるところは直して、より皆さんが参加しやすい制度にしていきたいと思っております。今日はどうもありがとうございました。

司会者

次は、マスコミの方からの質疑応答ということになりますので、どうぞよろしくをお願いします。

上毛新聞

まず、1点目は、皆さん裁判員裁判で自分の判決を出されたと思います。その後、判決から14日間で控訴とか、あるいは更に上告とかあると思いますが、自分で出した判決に対して弁護側か検察側が不服ということで更に高裁、最高裁で審理されることに関して、自分が結論を出したのにどうして納得してもらえないのかと思うことはあるのでしょうか。またその事件がまだ進捗している場合は新聞やネット

【機密性2】

などで調べたりして、事件のその後を気にしたりする場面というのはありますでしょうか。

司会者

質問としては2点で、判決が出た後、その判決が控訴されたかどうかまず気にするかということ、更にその自分が出した判決について、その後のことを皆さん個人的に追いかけているのかどうかということについてお聞かせください。

7番

先ほど6番の方がおっしゃっていましたが、私も控訴期間内は控訴が出ていないかと新聞をずっと見ていました。控訴しないかな、しなくて済むかなというのは本当に気にしていました。それで確定したというのを聞いて、やはりそこでもう一回肩の荷が下りるといえるか、そういう感じがします。確定してしまえば、その後を追いかけるということはないでしょうが、本当にもし控訴されたり上告されたら、やはりそこは追ってみたくなると思います。

上毛新聞

2番の方の事件に関しては、控訴の話を上毛新聞でも取り上げていまして、他の新聞でも取り上げていましたが、判決に対し控訴が出たことについてどう思いますか、また、控訴されたらその後ずっと情報について関心を持たれていたでしょうか。

2番

これに携わったおかげで、毎日毎日新聞を見て、それに関する記事はないかというのを見ていました。それで、事件が終わった後で控訴するという事だったので、そしたら1月に棄却されたという話が新聞に出ていました。まだ最高裁に上告していらっしゃるみたいなので、それについてはいつも気にかけておりました。

上毛新聞

判決を出した後に検察官なり弁護人なりの当事者の立証活動がもっと良かったら、結論が変わったのではないかなと思うことはありましたか。

5番

【機密性2】

詳しくはあまり覚えていませんが、審理の中で最終的にもう全部終わって、あとは裁判員と裁判官で話合いで決めていかなくてはいけないというときに、「これに関しての証言なかったよね。」とか、「ここ疑問だよね。」というのがありましたので、こちら側の視点としての証言が欲しかったなということはありませんでした。あとは私が先ほど言った弁護人が何を言っているのか分からないというのは、「異議あり。」「今は違います。」「何とかしてください。」みたいなやりとりをしている中で、弁護人は角度を変えつつ同じ質問をしていたので、結局、回りくど過ぎて、それは多分必要ないと思いました。

3番

先ほど資料の作り方、あるいは説明の仕方という話をさせていただきましたが、それが分かりにくいからといって判決に影響したということはないと思います。それだけ評議を尽くしてやったと私は理解していますので、そこで分かりにくかったことも評議の中で解き明かして、みんなで納得できる結果になったと考えていますので、影響を受けたということはないと思います。

上毛新聞

守秘義務の話が先ほどありましたが、守秘義務があることで具体的なことを誰かに話せないということで心理的な負担がありましたでしょうか。もし、ストレスになっていればその解消法もあればあわせて教えてください。

4番

守秘義務については、本当に最初から丁寧な説明を受けているので、ここまでは言っていないとか、ここは守らなくてはいけないという最初から心づもりができていたので、私個人としては負担には思っていませんでした。

7番

守秘義務に当たる範囲のことは評議の中で十分話せます。そこで話しているから、それが家に帰って話せないからというので特にストレスになるというのは感じなかったです。

【機密性2】

3番

一般的に裁判員がやっていることについて守秘義務がありますよというのは、皆さん常識的に持っており、一般的にはもうそれは言うてはいけないよねというのは他の人も分かっていますので、あまりストレスになったことはありません。

上毛新聞

一緒に審理された裁判員がいると思いますが、その方と裁判が終わった後に連絡を取ったりしたケースはありますか。

5番

数名の方と連絡をとりました。プライベートなお付き合いで、全然裁判に関しての話は出ないで、まだ会ってはいないですけど、「プライベートでお出かけしようね。」という感じのプライベートなお話しかしていません。

司会者

それでは、主催者である前橋地方裁判所長に感想をお願いしたいと思います。

主催者

裁判員を務められた皆様、本日はどうもありがとうございました。裁判員裁判そのもののみならず、このような意見交換会にまで御協力いただきまして、本当にありがとうございます。毎回この意見交換会に出席させていただいて、裁判員経験者の方からのお話をお伺いしますと、いつも誠実に裁判員としての職責を務められておられて、非常に高い見識と意欲を持って臨まれた方々ばかりだということで頭が下がる思いです。皆様方から非常に貴重な御意見を今日も頂戴いたしました。裁判所にとっていろいろ宿題もいただいたかと思います。皆様方の御意見、御指摘を非常に貴重なものと受けとめて、今後とも裁判員裁判のより良い実践に向けて努力を重ねてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。本日は、ありがとうございました。

司会者

皆様、本日はお忙しい中、この裁判員経験者の意見交換会にお集まりいただきま

【機密性2】

して、どうもありがとうございました。今、所長からもお話がありましたように、大変貴重な御意見を活発に意見交換していただきました。明日からの裁判員裁判の運営に是非生かしていきたいと思っております。それから、重ねてのお願いになりますが、是非皆様の経験を他の県民の皆様に伝えていただいて、この裁判員裁判制度について県民の皆様のより深い御理解と御協力を得たいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、以上をもちまして裁判員経験者の意見交換会を終わりたいと思います。皆さん、どうもありがとうございました。